

商品概要説明書

リフォーム・無担保住宅ローン

(令和7年4月1日現在)

商品名	リフォーム・無担保住宅ローン
ご利用いただける方	○当 J A の営業地区内に在住または在勤の方。 ○お借入時の年齢が満 18 歳以上 66 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。 ○前年度税込年収が 150 万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。 ○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当 J A が定める条件を満たしている方。 ○連帯債務者の方にも、ご本人と同様のご利用条件を満たしていただきます。
資金使途	○リフォーム資金 ご本人またはご家族が居住するための既存住宅の増改築・改装・補修を目的とする資金および住宅関連設備等の設置を目的とする資金。 また、他金融機関から借入中のリフォームローンの借換資金も含む。 (住宅関連設備の例) ①門、塀、車庫、物置。 ②宅地内の植樹、造園、白アリ駆除。 ③システムキッチン、ユニットバス、システムタイプの洗面化粧台。 ④冷暖房設備、給排水施設、家具・照明器具などのインテリア。 ⑤マンションの外壁、給排水施設などの共用部分の修繕工事負担金。 ⑥太陽光発電設備、蓄電設備、エネファーム等省エネ・エコ関連設備。 ○住宅借換資金 ご本人またはご家族が常時居住するための住宅の他金融機関・信販会社等からお借入中の住宅ローン（お借入後 3 年以上経過していること）およびリフォームローンのお借換を目的とする資金。土地のみの借入金の借換は対象外となります。 ○住宅購入・建築資金 ご本人またはご家族が常時居住するための住宅にかかる次のいずれかを目的とする資金。 ①住宅の新築 ②新築・中古住宅の購入（土地付住宅および分譲マンションの購入を含む。）。 ③現在居住中の住宅の隣接地および底地購入 ○空き家解体資金 空き家解体を目的とする資金。 対象となる空き家は、ご本人または家族が所有する建物であり、事業専用で使用していた建物でないこと。

	○共通 いずれの資金においても、付随して発生する諸費用（事務手数料・保証料、長期火災共済（保険）掛金・保険料、仲介手数料、登記費用、印紙代、不動産取得税、消費税等）もあわせてお借入れいただけます。
借入金額	○10 万円以上 2,000 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。（資金使途が空き家解体資金の場合は、500 万円以内）
借入期間	○6 か月以上 20 年以内とし、1 か月単位とします。（資金使途が空き家解体資金の場合は、10 年以内）
借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。 【固定変動選択型】 当初お借入時に、固定金利をご選択いただいた場合、選択した固定金利期間（3 年・5 年・10 年）によってお借入利率は異なります。 お借入時の利率は、当 J A の店頭でお知らせいたします。 固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範囲内となります。また、利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性があります。なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申出がない場合は、変動金利に切替わります。 【変動金利型】 お借入後の利率は、4 月 1 日および 10 月 1 日の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年 2 回見直しを行い、6 月・12 月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50%以内、1 万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。 ○変動金利型の場合、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、10 月 1 日の基準日を 5 回経過するまでは、ご返済額を変更いたしません。5 回目の 10 月 1 日の基準日には、ご返済額をお借入利率・残存元金・残存期間等に基づいて算出し直し、以降も基準日を 5 回経過するごとに同様の見直しを行います。変更後のご返済額は変更前のご返済額の 1.25 倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として最終期日に一括返済していただきます。
担保	○不要です。
保証人	○当 J A が指定する保証機関（協同住宅ローン株式会社）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。

保証料	○一括払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけます。 ①一括払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます（0.40%、0.60%、0.80%のいずれか。）。 【お借入額 100 万円あたりの一括支払保証料（0.80%）（例）】 <table><tr><td>お借入期間</td><td>1 年</td><td>3 年</td><td>5 年</td><td>10 年</td><td>15 年</td><td>20 年</td></tr><tr><td>保証料（円）</td><td>4,064</td><td>11,375</td><td>18,319</td><td>34,177</td><td>47,928</td><td>59,347</td></tr></table> ②分割払い お客様から当 J A へお支払いいただく利息の中から当 J A が保証会社へ支払います。この場合、お借入利率は年 0.40%～0.80% 上乗せされた利率が適用されます。	お借入期間	1 年	3 年	5 年	10 年	15 年	20 年	保証料（円）	4,064	11,375	18,319	34,177	47,928	59,347				
お借入期間	1 年	3 年	5 年	10 年	15 年	20 年													
保証料（円）	4,064	11,375	18,319	34,177	47,928	59,347													
団体信用生命共済（保険）	○ご希望により当 J A 所定の団体信用生命共済（保険）のいずれかにご加入いただけます。 なお、選択される団体信用生命共済（保険）の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。 <table><tr><td>団体信用生命共済（保険）名</td><td>加算利率</td></tr><tr><td>団体信用生命共済（特約なし）</td><td>なし</td></tr><tr><td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td><td>年 0. 1 0 %</td></tr><tr><td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td><td>年 0. 1 0 %</td></tr><tr><td>団体信用生命共済（連生）</td><td>年 0. 1 0 %</td></tr><tr><td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）</td><td>年 0. 2 5 %</td></tr><tr><td>がん保障特約付団体信用生命保険</td><td>年 0. 1 0 %</td></tr><tr><td>がん保障特約付団体信用生命保険（連生）</td><td>年 0. 2 5 %</td></tr><tr><td>団体信用生命保険（ワイド）</td><td>年 0. 2 0 %</td></tr></table>	団体信用生命共済（保険）名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	なし	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年 0. 1 0 %	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0. 1 0 %	団体信用生命共済（連生）	年 0. 1 0 %	三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）	年 0. 2 5 %	がん保障特約付団体信用生命保険	年 0. 1 0 %	がん保障特約付団体信用生命保険（連生）	年 0. 2 5 %	団体信用生命保険（ワイド）	年 0. 2 0 %
団体信用生命共済（保険）名	加算利率																		
団体信用生命共済（特約なし）	なし																		
長期継続入院特約付団体信用生命共済	年 0. 1 0 %																		
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0. 1 0 %																		
団体信用生命共済（連生）	年 0. 1 0 %																		
三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）	年 0. 2 5 %																		
がん保障特約付団体信用生命保険	年 0. 1 0 %																		
がん保障特約付団体信用生命保険（連生）	年 0. 2 5 %																		
団体信用生命保険（ワイド）	年 0. 2 0 %																		
9 大疾病補償保険	○ご希望により上記の団体信用生命共済（特約なし）または長期継続入院特約付団体信用生命共済とあわせて「9 大疾病補償保険」にご加入いただけます。 ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。 年 0. 2 5 %																		
手数料	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、当 J A および保証機関に対して次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。 <table><tr><td></td><td>当 J A</td><td>保証機関</td><td>合計</td></tr><tr><td>一部繰上返済</td><td>0 円</td><td>3,300 円※</td><td>3,300 円</td></tr><tr><td>全額繰上返済</td><td>0 円</td><td>3,300 円※</td><td>3,300 円</td></tr></table> ※ご融資の際に一括して保証料をお支払いいただいた場合、繰上返済にかかる保証機関手数料は、繰上返済により発生する返戻保証料の範囲内でお支払いいただきますので、上記金額は上限金額です。 ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は、当 J A に対して 3, 3 0 0 円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。		当 J A	保証機関	合計	一部繰上返済	0 円	3,300 円※	3,300 円	全額繰上返済	0 円	3,300 円※	3,300 円						
	当 J A	保証機関	合計																
一部繰上返済	0 円	3,300 円※	3,300 円																
全額繰上返済	0 円	3,300 円※	3,300 円																

	○固定金利期間終了後、再度、固定金利を選択される場合は、当 J A に対して 5, 500 円の取扱手数料（消費税等含む。）が必要です。								
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または金融部融資課（電話：0256-70-1514）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融部融資課または J A バンク相談所にお申し出ください。 新潟県弁護士会（電話：025-222-5533） そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」								
その他	○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○書面契約の場合、印紙税が別途必要になります。 なお、電子契約の場合は印紙税が不要となりますが、下表記載の電子契約サービス手数料（消費税等含む。）が必要です。 <table border="1"> <tr> <th>契約金額（全商品一律）</th><th>電子契約サービス手数料</th></tr> <tr> <td>1,000 万円超</td><td>11,000 円</td></tr> <tr> <td>500 万円超～1,000 万円以下</td><td>5,500 円</td></tr> <tr> <td>500 万円以下</td><td>0 円</td></tr> </table> ○資金使途が「住宅借換資金」、「住宅購入・建築資金」、「空き家解体資金」となるものは、店頭お申込み専用の商品となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。 ○連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済（保険）により本ローンが完済された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみな	契約金額（全商品一律）	電子契約サービス手数料	1,000 万円超	11,000 円	500 万円超～1,000 万円以下	5,500 円	500 万円以下	0 円
契約金額（全商品一律）	電子契約サービス手数料								
1,000 万円超	11,000 円								
500 万円超～1,000 万円以下	5,500 円								
500 万円以下	0 円								

	され、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。
--	---

J A新潟かがやき